



アメリカ合衆国司法省

人権擁護局

エボラウイルス対応の人権保護に関する一般向けの手引き

西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行が発生して以来、アメリカ合衆国ではアフリカ諸国の出身者（またはそう認識された人々）、アフリカ系の人々、またはエボラウイルス感染者と認識された人々に敵意を持つ人々に対する差別の報告件数が増加しています。人種、肌の色、国籍、市民権の有無、または心身の障害に基づく差別は、複数の連邦法において違法と定められており、刑事または民事上の責任を問われる可能性があります。

エボラ出血熱の流行は、西アフリカの特定の国々（リベリア、シエラレオネ、ギニア、マリ）（以下、「流行国」）を主としています。個人の人種、国籍、または知覚的判断による障害の有無などに由来する憶測に基づく、エボラウイルス感染への根拠のない恐怖心は、差別的な待遇を助長する可能性があります。差別が発生する場所は、教育、雇用、安全衛生、住宅、公共施設など様々です。

以下に、エボラ出血熱の流行に関連した、連邦人権法の違反につながる可能性のある事例を紹介します。

- アメリカ疾病管理予防センター（CDC）のエボラ出血熱に関するガイダンスに基づき公的医療機関から要求がなかったにても関わらず、アフリカ出身またはアフリカ系という理由で、ある児童が学校から自宅待機を要求された場合、その学校は人種、肌の色、国籍、または知覚的判断による障害に基づいてその児童を差別待遇している恐れがあります。同様に、エボラ出血熱に関係した生徒間のハラスマントやいじめに学校が適切に対処しなかった場合、その学校は法的義務に違反しているとみなされる可能性があります。
- CDC のエボラ出血熱に関するガイダンスに基づき公的医療機関が判断し、エボラ出血熱に感染している危険性が存在しないにも関わらず、アフリカ出身またはアフリカ系という理由のみでエボラ出血熱に感染していると憶測し、その恐怖心から雇用主が適格者の雇用を拒絶、または従業員の出社を禁止あるいは職務を変更した場合、その雇用主は人種、肌の色、国籍、または知覚的判断による障害に基づいてその雇用者を差別待遇している恐れがあります。同様に、エボラ出血熱に関係したハラスマントや差別を伴う敵対的な職場環境を雇用主が創出または容認した場合、その雇用主は法的義務に違反しているとみなされる可能性があります。
- エボラ出血熱の流行に見舞われていないアフリカの国から最近帰国した人道援助従事者が入居を希望した際に、エボラ出血熱に感染していると憶測し、その恐怖心から集合住宅などの住宅業者や大家が賃貸を拒否した場合、その住宅業者や大家は知覚的判断による障害に基づいてその入居希望者を差別待遇している恐れがあります。
- アフリカ出身またはアフリカ系という理由のみでエボラ出血熱に感染していると憶測し、その恐怖心から災害時のサービスを提供する地方政府機関や地域組織がサービスの提供を拒否した場合、その機関または組織は人種、国籍、または知覚的判断による障害に基づいてその人物を差別待遇している恐れがあります。

人種、肌の色、国籍、市民権の有無、実際あるいは知覚的判断による障害に基づき、差別の被害を受けている場合は、次の表に示す連邦機関にご連絡、またはご相談ください。

エボラ出血熱に関する連邦政府の対応について、詳細は次のリンクをご確認ください。

[ホワイトハウス: エボラ出血熱に対する政府の対応](#)

[現在の流行に関する CDC の最新情報を入手する](#)